

平成 30 年度 東京都水防計画の主な改訂点

1 平成 30 年度 水防上注意を要する箇所

都が管理する一級・二級河川における水防上注意を要する箇所を、現場精査のうえ、下表のとおり改訂する。

種別	基準	H30 (箇所)	増減 (H30－H29)
洪水	大雨時に洪水による溢水に対して注意を要する箇所	70	2
高潮	台風等の際、高潮による河川水位の上昇に対して注意を要する箇所	5	0
堤防・護岸の強さ	堤防・護岸が老朽化・洗掘及び水衝部のため、その強さに注意を要する箇所	21	△ 17
りっ 陸 ころ 閘	陸閘（堤防や護岸を連続させられない場合に設けた開閉式の門扉）が設置されている箇所	23	1
工事施工	河川工事等の施工によって注意を要する箇所	132	5
合計		251	△ 9

2 平成 27 年に改正された水防法への対応

想定し得る最大規模の洪水・高潮への対応（年超過確率 1/1,000 以下）及び水防計画への反映

①高潮浸水想定区域図の作成

- ・台風の接近に伴う想定し得る最大規模の高潮による浸水を想定した区域をシミュレーションを実施し作成。
- ・我が国既往最大台風（室戸台風：中心気圧 910hPa）を想定し、高潮による浸水が最大となる設定で作成。
- ・今後、高潮特別警戒水位の設定を検討し、水位周知海岸および浸水想定区域の指定を行う。

②神田川、善福寺川、妙正寺川浸水想定区域図の更新

- ・想定降雨を従来の東海豪雨規模から想定最大規模に変更。このため、総雨量は 589 ミリから 690 ミリに、時間最大雨量は 114 ミリから 153 ミリにそれぞれ変更。
- ・浸水想定区域の更新による洪水予報、水位周知の関係区市の変更はなし。
- ・今後、順次都内全ての洪水予報河川、水位周知河川を対象に浸水想定区域図を改定し公表する。

【改訂箇所】

第 9 章 防災情報の提供

3 平成 29 年に改正された水防法への対応

大規模氾濫減災協議会制度の創設等への対応及び関係法令等の水防計画への反映

- ・平成 29 年 12 月に「東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会」を設置。
- ・東京都管理河川の溢水氾濫等に伴う水害に対し、「人的被害をなくすこと」、「物的被害を最小限度にとどめること」を目指し、減災に係る取組事項をまとめた取組方針を策定し、毎年フォローアップする。
- ・全区市町村長（島しょ部を除く）、国等の関係機関及び都の関係各局を構成員とし、浸水予想区域図等の水害リスク情報や減災に係る取組事項等について協議する。

【改訂箇所】

資料編 1 関係法令等

- 1.1 水防法
- 1.2 水防法施行令
- 1.3 水防法施行規則
- 1.6 水防法施行通知（平成 29 年 6 月 19 日）